

<p>件 名</p>	<p>亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例</p>	<p>環境産業部 農 政 室</p>
<p>1 制定・改廃の背景と趣旨</p> <p>農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律第63号）により農業委員会等に関する法律（以下「農業委員会法」といいます。）が改正され、平成28年4月1日に施行されました。これにより農業委員会の委員（以下「農業委員」といいます。）の選出方法が、選挙及び市町村長の選任制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されるとともに、農業委員とは別に、当該農業委員会に農地利用の最適化を推進する農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」といいます。）が設置されることとなりました。</p> <p>これに伴い、農業委員及び推進委員の定数は条例で定めることとされたため、本条例を制定するものです。</p> <p>2 制定内容</p> <p>（1）農業委員会法の規定に基づき、農業委員及び推進委員の定数を定めるものとします。 <第1条関係></p> <p>（2）農業委員の定数は、10人とするものとします。 <第2条関係></p> <p>農業委員会の会議を機動的に開催できるよう、現在の選挙により選出された農業委員（20人）の半数とします。</p> <p>（3）推進委員の定数は、20人とするものとします。 <第3条関係></p> <p>現在の選挙により選出された農業委員の担当地区数（20地区）と同数とします。</p> <p>3 その他</p> <p>（1）施行日は、公布の日とします。</p> <p>（2）農業委員の選出方法が、選挙及び市町村長による選任制から議会の同意を要件とする市町村長の任命制へと変更されたことから、附則において、亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年亀山市条例第11号）及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成17</p>		

年亀山市条例第12号)は、廃止します。

- (3) 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律の施行の際現に在任する農業委員会の委員については、この法律の経過措置により、その任期満了の日まで、なお従前の例により在任することから、この場合においては、本則の規定を適用しないこととする経過措置を設けます。
- (4) 附則において、亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例(平成17年亀山市条例第38号)の一部を改正し、推進委員の報酬及び旅費を次のとおり定めることとします。

報酬の額	月額10,600円
旅費の額	亀山市職員の旅費に関する条例(平成17年亀山市条例第45号)別表の市長、副市長、教育長及び病院事業管理者の項に規定する旅費に相当する額

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例をここに公布する。

平成28年6月28日

亀山市長 櫻井 義之

亀山市条例第21号

亀山市農業委員会の委員及び農地利用最適化推進委員の定数を定める条例

(趣旨)

第1条 この条例は、農業委員会等に関する法律（昭和26年法律第88号）第8条第2項及び第18条第2項の規定に基づき、亀山市農業委員会の委員（以下「農業委員」という。）及び農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の定数を定めるものとする。

(農業委員の定数)

第2条 農業委員の定数は、10人とする。

(推進委員の定数)

第3条 推進委員の定数は、20人とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例の廃止)

2 亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例（平成17年亀山市条例第11号）及び亀山市農業委員会の選挙区等に関する条例（平成17年亀山市条例第12号）は、廃止する。

(経過措置)

3 農業協同組合法等の一部を改正する等の法律（平成27年法律

第 6 3 号) 附則第 2 9 条第 2 項前段の場合においては、本則の規定は適用せず、第 2 項の規定による廃止前の亀山市農業委員会の選挙による委員の定数に関する条例の規定は、この条例の施行後も、なおその効力を有する。

(亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

4 亀山市委員会の委員等の報酬及び費用弁償に関する条例 (平成 1 7 年亀山市条例第 3 8 号) の一部を次のように改正する。

別表農業委員会委員の項の次に次のように加える。

農地利用最適化推進委員	月額 1 0 , 6 0 0 円
-------------	------------------